

(例規 2 1)

陸幕発 1 第 3 2 7 号
昭和 3 8 年 8 月 8 日

改正 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号
令和 3 年 3 月 12 日陸幕法第 101 号 令和 3 年 6 月 8 日陸幕厚第 70 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

俸給の訂正に関する通達

標記の件、別紙のとおり俸給の訂正に関する訓令の運用について（36. 10. 19 人発 1 第 197 号。以下「運用通達」という。）が改正されたので、俸給の訂正に当たっては俸給の訂正に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 50 号。以下「訓令」という。）及び運用通達によるほか下記により取り扱われたい。

なお、この通達による取扱いは、昭和 38 年 6 月 1 日から行うものとし、同日以降陸幕発 1・総第 441・1350 号（36. 11. 21）及び陸幕発 1 第 332 号（37. 8. 6）は廃止する。

記

1 訓令による訂正の場合

(1) 訓令により将来に向かって行われる訂正の対象となる場合は、次の各号に掲げるところによる。

ア 発令日にさかのぼって訂正すれば、当該隊員にとって不利益となる場合（当該隊員の責に帰する場合を除く。）

イ 発令日にさかのぼって訂正することが困難な場合

(2) 訂正のため上申（申請）は次により行うものとする。

ア 部隊等の長（陸上自衛官人事業務規則（陸上自衛隊達第 21-6 号（53. 11. 16））別紙第 52 及び事務官等人事業務規則（陸上自衛隊達第 21-13 号（53. 8. 3））別紙第 25 に定める昇給上申者をいう。）は、隊員について訂正が行われるべきものと認めたときは、人発 1 第 197 号（36. 10. 19）「俸給の訂正に関する訓令の運用について（通

達) 別記様式に定める俸給訂正上申書を訂正(承認)を行う者に送付して訂正(承認)を上申(申請)するものとする。この場合において、当該隊員の人事記録簿から昭和32年1月1日以降の階級又は等級、号俸(俸給額)等及び傷病歴(賞罰を含む。)その他参考事項を抜すいし、人事記録保管権者の証明を得たものを添付するものとする。

イ 訂正を行う者は、訂正発令後承認された上申書を当該隊員の人事記録保管権者に送付し、当該隊員の人事記録とともに保管させる。

ウ 訂正を行う者が防衛大臣又は陸上幕僚長である場合は、陸上幕僚長が作成した「俸給訂正調書」を当該隊員の人事記録保管権者に送付し、当該隊員の人事記録とともに保管させる。

(3) 訂正発令は、上申(申請)に応ずる承認がなされた後の毎給与期間の最初の日とし、俸給訂正上申書第8項に規定する理由を考慮して記載する。

(4) 履歴表等の記載要領
記事は全て朱書するものとする。

ア 自衛官

(ア) 履歴表(抜粋表)の場合

①	俸給訂正	4	38. 4. 1	昭 36 訓令第 50 号
		(20, 500)		東方人第〇〇号

②	期間短縮	3 月	38. 4. 1	昭 36 訓令第 50 号 中方人第〇〇号
---	------	-----	----------	--------------------------

③	俸給訂正	4	38. 10. 1	昭 36 訓令第 50 号
		(20, 500)		西方人第〇〇号
	期間短縮	3 月		

(イ) 勤務記録表(勤務記録表抄本)の場合

①	38. 4. 1	3	俸給訂正	昭 36 訓令第 50 号
		(36, 600)		陸幕人第〇〇号

②	38. 4. 1	俸給訂正	俸給訂正	昭 36 訓令第 50 号 陸幕人第〇〇号
		(昇給期間 3 月短縮)	(昇給期間 3 月短縮)	

③	38. 10. 1	3	俸給訂正	昭 36 訓令第 50 号
		(36, 600)		(昇給期間 3 月短縮)

注：(ア)(イ)とも①は号俸のみを訂正した場合、②は昇給期間の短縮（延伸）のみを行った場合、③は号俸の訂正と昇給期間の短縮（延伸）を同時に行った場合の例である。

イ 事務官等

（号俸の変更と期間短縮（延伸）を同時に行った場合）

事項	発令庁・その他
7 等級 4 号俸を給する（昇給期間短縮（延伸）○月）	昭 36 訓令第 50 号陸幕人第〇〇号

（昇給期間の短縮（延伸）のみ訂正を行った場合）

事項	発令庁・その他
7 等級 4 号俸の昇給期間を○月短縮（延伸）する	昭 36 訓令第 50 号陸幕人第〇〇号

2 発令日に遡って訂正する場合

訓令による発令の対象となるもの以外の誤りは、全て発令日に遡って訂正する。この場合においては、当該誤りの発令を行った者が訂正するものとし、俸給の訂正として防衛大臣又は陸上幕僚長の承認を求める必要はない。

別 添

人発1第197号
36.10.19
一部改正 人発1第93号
38.5.30
一部改正 防人厚第3381号
18.4.3
一部改正 防人計第354号
19.1.9
一部改正 防人給第20759号
2.12.28

官 房 長
各 幕 僚 長
各付属機関の長
統幕事務局長

人 事 局 長

俸給の訂正に関する訓令の運用について（通達）

このたび、俸給の訂正に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令50号）が制定されたが、下記事項に留意して運用されたい。

記

1. この訓令は、一般職の国家公務員の例に準じて定められたものであるが、その内容とするところは、過去に行われた俸給の決定に誤りのあることが判明した場合において、その誤りのあつた時までさかのぼつてそれを適正な俸給に訂正することが困難なときに、防衛大臣の承認を得て、過去の状態は一応そのままとし、再計算方式により将来にむかつてその誤りの訂正を行うことができるようにしたものである。
2. 「訂正」を行なう者は、その誤りを発見した時点における当該職員の任免権者とする。
3. 「訂正」のための上申は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 部隊等の長は、職員について訂正が行われるべきものと認めた時は、俸給訂正上申書（別記様式）を作成し、訂正を行う者に送付して訂正を上申する。
 - (2) 訂正を行うものは、俸給訂正上申書を防衛大臣又はその指定する者に送付して承認を受ける。この場合、防衛大臣に対する上申は、陸海空にあつては当該幕僚長が行うものとする。
 - (3) 防衛大臣の承認を求めるに当たっては、俸給訂正上申書に当該隊員の勤務

記録表（又はその写し）及び訂正に当たつての基礎となる再計算調書（部内の他の職員との均衡上問題がある場合等にはその比較調書を含む。）を添付する。

4. 陸海空の曹士及び行政職俸給表（一）1級相当の事務官等にかかる誤りの訂正は、当該幕僚長の承認を受けるものとする。

各幕僚長は、訂正を要する隊員の階級、級別人員数を防衛大臣に報告しなければならない。

5. 訂正を行う場合の人事発令の書式は次のとおりとし、勤務記録表には朱書する。

「昭和36年防衛庁訓令第50号の規定により〇〇（階級、級）〇号俸を給する」

6. この通達に定めるもののほか、陸海空における俸給の訂正の細部要領等に関し必要な事項は、防衛大臣の承認を得て、各幕僚長が定めるものとする。

別記様式

整理番号 号

俸 給 訂 正 上 申 書

年 月 日

年 月 日承認

上申者

訂正者

1	訂正を要する職員の所属、氏名及び階級又は職務の級	
2	現号俸月額	号 俸 円
3	現号俸発令年月日	年 月 日
4	訂正後の階級又は職務の級及び号俸	
5	訂正予定年月日	
6	誤り発生の事情	
7	誤りのあった人事発令	その当時の所属部隊等名 発令年月日 年 月 日付 人事発令の種類 () 階級 職務の級 号俸 月額 円 経過月数 月
8	将来に向かって俸給の訂正を行う理由	
備考		